



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第69号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正	2
島根県病院局事務処理規程の一部改正	3
島根県病院局職員就業規程の一部改正	3

【病院局訓令】

島根県病院局被服等貸与規程の一部改正	4
--------------------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正	4
---	---

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第 1 号**

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第 6 条第 2 項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
本局	参与	病院事業管理者の命を受け、本局の事務のうち、特定の事務を掌理する。
県立病院課	管理監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	上席調整監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	調整監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	企画幹	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。

第 8 条第 1 項の表以外の部分中「局又は室」を「局、センター又は室」に、「局若しくは室」を「局、センター若しくは室」に改め、同項の表中「局又は室」を「局、センター又は室」に改め、同表医療技術局の部中

「

リハビリテーション技術科 を

」

「

リハビリテーション技術科
医療情報管理科 に改め、同表地域医療連携室の部を

」

次のように改める。

入退院支援・地域 医療連携センター	入退院支援スタッフ
	在宅医療支援スタッフ
	地域医療連携・医療福祉相談スタッフ
	図書室

第 8 条第 3 項の表以外の部分中「局及び室」を「局、センター及び室」に改め、同項の表医療技術局の項に次の 1 号を加える。

(7) 診療記録の管理に関すること。（情報システム管理室の所掌に属するものを除く。）

第 8 条第 3 項の表地域医療連携室の項を次のように改める。

入退院支援・地域医療連携センター

- (1) 地域の医療機関等との連携に関すること。
- (2) 医療相談に関すること。
- (3) 図書室の管理に関すること。

第 8 条第 3 項の表情報システム管理室の項第 2 号中「関すること。」の次に「（医療技術局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第10条第 1 項の表科の部の次に次のように加える。

センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
------	-------	----------------------------------

第10条第 2 項の表看護局の部の次に次のように加える。

センター	センター長補佐	センター長を補佐する。
------	---------	-------------

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院局管理規程第 2 号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第 3 条中第19号を第21号とし、第 6 号から第18号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(7) 管理監 組織規程第 6 条第 2 項に規定する管理監をいう。

第 3 条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 参与 組織規程第 6 条第 2 項に規定する参与をいう。

第10条第 2 項中「上席調整監」を「管理監、上席調整監」に改める。

第11条第10号中「第 3 条第 3 号から第 8 号まで」を「第 3 条第 3 号から第10号まで」に改める。

第17条第 1 項の表本局局長の項及び県立病院課長の項を次のように改める。

本局局長	1 県立病院課長 2 管理監（当該管理監が掌理する事務に限る。） 3 上席調整監（当該上席調整監が掌理する事務に限る。） 4 調整監（当該調整監が掌理する事務に限る。）
県立病院課長	1 管理監（当該管理監が掌理する事務に限る。） 2 上席調整監（当該上席調整監が掌理する事務に限る。） 3 調整監（当該調整監が掌理する事務に限る。） 4 企画幹（当該企画幹が掌理する事務に限る。）

第20条の見出し中「上席調整監等」を「管理監等」に改め、同条中「上席調整監」を「管理監、上席調整監」に改める。

別表第 2 第 6 項管理者決裁事項の欄中「本局局長」を「本局局長及び参与」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県病院局管理規程第 3 号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第26条中「7 月から 9 月まで」を「6 月から10月まで」に改める。

第30条第 3 項中「第16条第 1 項」を「第16条」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島 根 県 病 院 局 訓 令

島根県病院局訓令第 1 号

本局
病院

島根県病院局被服等貸与規程（平成19年島根県病院局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表の 1 の表 2 の項中「、リハビリテーション技術科及び医療連携・医療相談科」を「及びリハビリテーション技術科」に改め、「心理スタッフ」の次に「、地域医療連携・医療福祉相談スタッフ」を加える。

附 則

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第 1 号

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 3 月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

注射用酢酸セトロレリクスの項の次に次の 1 項を加える。

ルティナス臙錠 1 錠につき 367円